

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 12 月 25 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1 下水道河川局庁舎 3 階
札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当 （電話 011 - 818 - 3413）
メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 借受物品及び数量

ディーゼル発電機 2 台

(2) 借受物品の仕様及び納入場所

入札説明書による。

(3) 借受期間等

ア 借受期間

令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日まで（9 か月）

イ 納入期限

令和 7 年 2 月 28 日

(4) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札手続等

(1) 入札書の提出期限

令和 7 年 1 月 21 日(火) 16 時 00 分（必着とする。）

(2) 開札の日時及び場所

令和 7 年 1 月 22 日(水) 9 時 30 分

札幌市下水道河川局庁舎 1 階入札室（住所は上記 1 に同じ）

(3) 入札書の提出方法

送付又は持参により提出すること。

(4) 入札書の提出場所

上記 1（持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎 3 階 事務室窓口で提出すること。）

(5) 入札保証金

免除する。

(6) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

5 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記(2)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

(2) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査する（事後審査方式）。

落札候補者は入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（札幌市の休日を定める条例（平成 2 年 6 月 15 日条例第 23 号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(3) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(2)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記(2)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

6 契約締結

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額（月額単価に借受期間の月数を乗じて得た金額）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

7 その他

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ。

また、契約条項及び入札説明書は下水道河川局のホームページからダウンロードできる。

(2) 詳細は入札説明書による。